

働く人の健康を考える

ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

目次

- ◆ 郵政郵便局会社宇品支店で労災認定
**聾啞者との長時間におよぶ筆談と
古座姿勢が原因で腓骨神経が麻痺**

- ◆ 石綿被害 **介護者も損害認定**
大阪地裁 「家族、仕事犠牲に」

- ◆ 教員の石綿死労災認定
滋賀 体育館で被害 全国初

2010年 4月28日

第182号

広島労働安全衛生センター

聾啞者との長時間におよぶ筆談と

古座姿勢が原因で腓骨神経が麻痺

郵便局会社広島宇品支店に勤務するMさんに対して労災認定がされた。

事の発端は昨年8月26日13時過ぎから聾啞者の顧客の自宅の狭い玄関の土間に足を組んで座り（古座）、ニュー福祉定期預金満期再貯入手続きおよび貯入局（非課税）異動手続きの夫婦2名分を行っている。顧客が聾啞者のため、筆談で手続きをおこなったため約2時間30分の長時間を要した。そのため長時間の古座姿勢を余儀なくされている。

そのときの姿勢は、右下腿を下にして足を組み、土間が狭いため上がり框の下の凹に

靴の先端を挿入して引っ掛けで足を固定した状態で作業を行っている。さらに、顧客側の高さ20cmくらいの低い床面で筆談を行うために、顧客側に上半身を強く前傾させた姿勢で作業を行っている。そのため、上半身の体重による土間方向に対する回転モーメントが働き、下腿を強く土間面に押し付ける状態になる。

固い土間面に、右下腿外側面を長時間強く押し付けた状態が続いたため、下腿外側を通る腓骨神経が圧迫されて麻痺状態を生じたものと考えられる。そのため、作業を終えて立ち上がる際に、右足が麻痺をして、足関節の屈伸ができない状態に至っている。

腓骨神経麻痺は、膝を組んだ状態で腓骨神経が圧迫されて発症することが知られている。通常、20～30分の神経の圧迫で一過性の麻痺が生じることがあるが、Mさんの場合は、2時間30分という長時間の圧迫が続いたため、強い神経の損傷が起こり3週間以上におよぶ長期間の麻痺が生じたものと考えられる。

石綿被害

介護者も損害認定

大阪地裁 「家族、仕事犠牲に」

大阪市和泉市でアスベスト（石綿）を使用した農業用機械部品製造株式会社「渡辺業」の元社員、松本ケイ子（80）さんが石綿肺にかかったのは、同社が対策を怠ったのが原因だとして、松本さんと長女（63）の西村ユキ子さんが同社に計3600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が21日、大阪地裁であった。

田中裁判長は、松本さんを介護する西村さんにも慰謝料100万円を認定。慰謝料など2人で計2400万円の支払いを命じた。

原告側弁護団によると、石綿被害などの労災訴訟で生存する原告家族の慰謝料まで認めた判決は異例という。「石綿被害者の家族が負う精神的・肉体的に配慮した判決だ」と評価されている。

判決によると、松本さんは1962年に入社。84年までに21年間工場に勤め、石綿を使ったクラッチの組み立てにかかわった。06年、石綿肺と肺結核と診断後、ほぼ寝たきりになった。西村さんは管理職として会社に勤めながら介護を続けたが、08年に退職しパートタイマーになった。

判決は、松本さんが工場内で大量の石綿粉じんさらされ石綿肺などにかかったと認定。働き始めた62年ごろには石綿関連の法規制があったのに、同社は粉じんを十分排気する装置を備えなかったり、マスクを着用する指導するなどの対策を怠ったりしたと指摘した。西村さんについては「仕事を犠牲に介護や通院の付き添いを余儀なくされ、大きな負担を受けた」と述べた。

西村さんは判決後の会見で「仕事が続けられなかった無念を晴らすことができた。渡辺工業は判決を真摯に受け止め、一日も早く謝罪してほしい」と話している。

教員の石綿死労災認定

滋賀 体育館で被害 全国初

天井などにアスベストが吹き付けられていた滋賀県内の小学校体育館で授業を担当し、2002年に中皮腫で死亡した男性教員に対し、地方公務員災害補償基金審査会が

今年3月、死亡は勤務中に石綿にさらされたのが原因だとして、公務災害（労災）と認める裁決をした。

遺族が会見して明らかにされた。教職員の石綿被害が公務災害と認められたのは全国初と認められる。

遺族らが05年に認定請求したが、同基金の県支部などが2度わたって退けていた。1973年4月から旧甲西町立岩根小学校で3年間勤務し、体育の授業を担当。01年に「悪性中皮腫」と診断され、02年4月に56歳で死亡した。同校の体育館の天井や壁の一部には、89年の全面撤去まで石綿が吹き付けられていた。

裁決は、教育委員会が提出した資料や遺族が集めた当時の同僚や教え子の証言などから、体育館は児童のほか地元の人らにも利用され、高さ7・3メートルの天井によくバレーボールなどが当たって石綿が空気中に飛散しやすい状態だったと認定。体育を教えていたKさんは他の教員と比べて体育館で長時間勤務していたことから「勤務中に石綿にさらされたことによる中皮腫を発症した」と結論づけた。

Kさんの遺族は05年、同基金滋賀県支部に認定請求したが、「石綿が散乱する状況があったとは考えづらい」と退けられた。次いで遺族が審査請求した同支部審査会は、ボールが天井に当たることなどによる石綿飛散の可能性を「否定できない」としつつ、「ボールが当たる機会が多かったのはレクリエーションの場などであり、公務中の被災ではない」と棄却していた。Kさんは07年、石綿健康被害救済法に基づき、石綿による中皮腫と認められた。認定を受けると「特別遺族弔慰金」などが支給されることになる。